

富田林市要綱第 7 7 号

富田林市建設工事希望型指名競争入札試行要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、富田林市が発注する建設工事について、富田林市財務規則（昭和 3 9 年富田林市規則第 1 6 号）に規定する指名競争入札のうち、第 3 条に規定する対象工事につき希望型指名競争入札を試行するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、希望型指名競争入札とは、建設工事ごとに入札参加希望者を募り、その者のうちから市長が定める基準により対象者を選定して行う指名競争入札の方式をいう。

(対象工事等)

第 3 条 希望型指名競争入札の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、次のとおりとする。ただし、緊急工事、特殊工事その他特別の理由があると認める工事は、除くものとする。

- (1) 土木一式工事については、その設計金額が 2 5 0 万円を超え 5 億円未満の工事
- (2) 建築一式工事については、その設計金額が 2 5 0 万円を超え 1 0 億円未満の工事
- (3) 舗装工事については、その設計金額が 2 5 0 万円を超え 1 億円未満の工事
- (4) 水道施設工事については、その設計金額が 2 5 0 万円を超え 5 億円未満の工事

(参加対象者)

第 4 条 希望型指名競争入札の参加対象者（以下「参加対象者」という。）は、富田林市建設工事請負業者の等級別区分に関する要綱（平成 1 2 年富田林市要綱第 5 8 号。以下「等級別区分要綱」という。）第 5 条第 2 項に規定する市内業者であって、第 8 条に規定する入札参加資格を有するものとする。

(等級別区分表等)

第 5 条 削除

(参加対象者の等級別区分)

第 6 条 参加対象者の等級別区分は、等級別区分要綱第 5 条の規定により等級別区分されたものとする。

(対象工事の公表)

第7条 希望型指名競争入札により契約を締結しようとするときは、原則として毎月第1又は第2月曜日（その日が富田林市の休日に関する条例（平成2年富田林市条例第30号）第2条に規定する休日（以下「休日」という。）にあたるときは、その翌日以降で、休日でない日）に、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 対象工事番号
- (2) 対象工事名
- (3) 対象工事場所
- (4) 対象工事期間
- (5) 対象工事種別
- (6) 対象工事概要
- (7) 入札参加資格
- (8) 予定価格及び最低制限価格
- (9) 入札の方法
- (10) 入札書等の送付先及び到達期限
- (11) 開札日時及び場所
- (12) その他入札に際し必要な事項

2 前項の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市のホームページへの掲載
- (2) 総務部契約検査課における掲示
(入札参加資格)

第8条 希望型指名競争入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）を有する者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該年度の入札参加資格者名簿に登載されている者
- (2) 富田林市入札等参加停止要綱（令和2年富田林市要綱第7号）の規定に基づく参加停止期間中でない者
- (3) 富田林市契約からの暴力団排除措置要綱（平成23年富田林市要綱第85号）の規定に基づく入札等排除者でない者
- (4) 等級別区分要綱別表に定める工事の種類及び発注基準額に対応する等級に区分されている者
- (5) 対象工事に法第26条の規定に基づく必要な技術者及び現場代理人を配置できる者。ただし、配置する技術者は、3ヶ月以上の雇用関係がある者
- (6) 同日に実施された対象工事の入札において先に落札していない者
- (7) 前各号に定めるもののほか、入札参加資格を別途定める場合には、その要件を満たす者
(入札参加申請)

第9条 希望型指名競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加申請者」という。）は、第7条に規定する発注対象工事ごとの公表にしたがって、希望型指名競争入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）、入札書及び内訳書を市長に提出しなければならない。

（入札参加申請の制限）

第10条 前条の入札参加申請は、次に掲げる場合は、行うことができないものとする。

（1） 入札参加申請を提出するときに、既に手持工事（随意契約を除く。）が市内本店業者は5件以上、市内支店業者は3件以上ある場合

（2） 第7条の規定により、同一の日に公表された対象工事についての入札参加申請が5件を超える場合

2 「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」（平成16年3月30日国地契第89号国土交通省大臣官房地方課長通達）の規定に該当する者は、同一入札への申請については一者のみを認めるものとする。

（入札参加資格審査等）

第11条 第9条に規定する入札参加申請書等の提出があった場合は、入札参加申請者の資格等の審査をし、その結果を委員会の長に報告するものとする。

2 入札参加申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、希望型指名競争入札の入札参加資格を認めないものとする。

（1） 本市が既に発注した工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項のいずれかに該当し、当該状態が継続していることから請負者として不相当であると認められるとき。

ア 工事請負契約書に基づく工事関係者等に関する措置要求に従わないこと。その他請負契約の履行が不誠実であること

イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること

（2） 手形交換所による取引停止処分又は主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められるとき。

（3） 本市が既に発注した工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不相当であると認められるとき。

(4) 賃金の不払いに対する厚生労働省からの通報があり、当該状況が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められるとき。

3 市長は、第1項の審査の結果を入札参加申請者に通知、又は公表しなければならない。この場合において、入札参加を指名しなかった者には、その理由及び提出された入札書が無効である旨を付すものとする。

(指名の取消し)

第12条 市長は、前条により入札参加を指名された者が入札までの間に、第8条第2号及び第3号に該当しなくなった場合並びに前条第2項及び第3項に該当することが明らかになった場合又はこれらの事由が生じた場合には、既に行った指名を取り消すことができるものとする。

(入札の辞退)

第13条 それぞれの入札において、第8条第5号の配置予定をしている技術者及び現場代理人が重複することは認められるが、落札した場合、以後の希望型指名競争入札については、辞退しなければならないものとする。

(入札の失格)

第14条 入札後において、第10条第2項の規定に該当することが判明した者の入札は失格とする。

(入札の中止等)

第15条 希望型指名競争入札に付す場合において、入札に参加する者が2に満たないときは、当該入札を中止するものとし、直ちにその旨を入札参加申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により入札を中止した場合は、指名競争入札とするものとする。

(設計図書等)

第16条 希望型指名競争入札に係る設計図書等の費用は、入札参加資格等の審査又は入札の結果にかかわらず、入札参加申請者の負担とする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、希望型指名競争入札に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年要綱第5号)

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附 則（平成19年要綱第82号）

この要綱は、平成19年7月27日から施行する。

附 則（平成19年要綱第104号）

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成19年要綱第108号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年要綱第19号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年要綱第10号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、同日以後に公表する希望型指名競争入札に適用する。

附 則（平成22年要綱第73号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年要綱第86号）

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

附 則（平成26年要綱第91号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年要綱第7号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別 表 (第5条、第8条関係)

種類	等級	総合評点	発注基準額	手持工事の額
土木一式工事	A	1,400点以上	5億円以上	手持工事のある間は、指名しない。
	B	1,100点以上 1,400点未満	3億円以上 5億円未満	5億円
	C	730点以上 1,100点未満	2,000万円以上 5億円未満	
	D	650点以上 730点未満	500万円以上 1億円未満	1億5,000万円
	E1	570点以上 650点未満	130万円以上 2,000万円未満	3,000万円
	E2	570点未満	500万円未満	2,000万円
	建築一式工事	A	1,400点以上	10億円以上
B		1,100点以上 1,400点未満	5億円以上 10億円未満	10億円
C		700点以上 1,100点未満	2,000万円以上 10億円未満	
D		650点以上 700点未満	500万円以上 1億円未満	1億5,000万円
E1		600点以上 650点未満	130万円以上 2,000万円未満	3,000万円

	E2	600 点未満	500 万円未満	2,000 万円
舗装工事	A	1,400 点以上	2 億円以上	手持工事のある間は、指名しない。
	B	1,000 点以上 1,400 点未満	5,000 万円以上 2 億円未満	2 億円
	C	620 点以上 1,000 点未満	400 万円以上 1 億円未満	1 億円
	D	560 点以上 620 点未満	200 万円以上 2,000 万円未満	3,000 万円
	E	560 点未満	400 万円未満	2,000 万円
水道施設工事	A	1,400 点以上	5 億円以上	手持工事のある間は、指名しない。
	B	1,100 点以上 1,400 点未満	3 億円以上 5 億円未満	5 億円
	C	730 点以上 1,100 点未満	2,000 万円以上 5 億円未満	
	D	650 点以上 730 点未満	500 万円以上 1 億円未満	1 億 5,000 万円
	E1	570 点以上 650 点未満	130 万円以上 2,000 万円未満	3,000 万円
	E2	570 点未満	500 万円未満	2,000 万円

備考 発注基準額は、設計金額（消費税を含む。）とする。